

議案第 18 号

八幡浜市地番整理事業の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地番整理事業の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例  
(八幡浜市立公民館条例の一部改正)

**第 1 条** 八幡浜市立公民館条例（平成 17 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
中央公民館	八幡浜市 <u>本町一丁目</u> 62 番地 1	市内全域	中央公民館	八幡浜市 _____ 62 番地 1	市内全域
(略)			(略)		
松蔭地区公民館	八幡浜市 <u>中央</u> 168 番地 1	松蔭小学校 通学区	松蔭地区公民館	八幡浜市 _____ 168 番地 1	松蔭小学校 通学区
(略)			(略)		

(八幡浜市立図書館条例の一部改正)

**第 2 条** 八幡浜市立図書館条例（平成 17 年条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市立市民図書館	八幡浜市 <u>本町一丁目 60 番地</u> <u>1</u>	八幡浜市立市民図書館	八幡浜市 <u>60 番地の 1</u>

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

(八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正)

**第3条** 八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例（平成17年条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 八幡浜市立視聴覚ライブラリー</p> <p>(2) 位置 八幡浜市<b>本町一丁目</b>60番地1</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 八幡浜市立視聴覚ライブラリー</p> <p>(2) 位置 八幡浜市_____60番地1</p>

(八幡浜市立武道館設置及び管理条例の一部改正)

**第4条** 八幡浜市立武道館設置及び管理条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 八幡浜市立武道館</p> <p>(2) 位置 八幡浜市<b>愛宕487番地3</b></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 八幡浜市立武道館</p> <p>(2) 位置 八幡浜市<b>487番地</b></p>

(八幡浜市立保育所条例の一部改正)

**第5条** 八幡浜市立保育所条例（平成17年条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

(略)		(略)	
八幡浜市立 愛宕保育所	八幡浜市 <u>愛宕</u> 4 8 7 番地 3	八幡浜市立 愛宕保育所	八幡浜市 _____ 4 8 7 番地 3
(略)		(略)	

(八幡浜市駐車場条例の一部改正)

**第6条** 八幡浜市駐車場条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
八幡浜市 中央駐車場	八幡浜市 <u>天神通一丁目</u> 1 8 2 番地 1 及び 1 8 2 番地 3		八幡浜市 中央駐車場	八幡浜市 _____ 1 8 2 番地 1 及び 1 8 2 番地 3	
八幡浜市 新町角駐車場	八幡浜市 <u>矢野町七丁目</u> 1 4 5 4 番地 1		八幡浜市 新町角駐車場	八幡浜市 <u>字高須</u> 1 4 5 4 番地 1 <u>及び</u> <u>1 4 4 6 番地 3</u>	
八幡浜市 千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市 <u>千代田町</u> 1 4 7 2 番地 3 0		八幡浜市 千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市 <u>字川通</u> 1 4 7 2 番地 3 0、 <u>3 1 及び 3 4</u>	
(略)			(略)		
(略)			(略)		

(八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第7条** 八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例（令和2年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 八幡浜市民文化活動センター 位置 八幡浜市 <u>本町一丁目</u> 6 2 番地 1	(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 八幡浜市民文化活動センター 位置 八幡浜市 _____ 6 2 番地 1

(菊池清治邸設置条例の一部改正)

第8条 菊池清治邸設置条例（令和2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 清治邸の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 菊池清治邸 位置 八幡浜市 <u>浜之町</u> 183番地	(名称及び位置) 第2条 清治邸の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 菊池清治邸 位置 八幡浜市_____183番地

(八幡浜市大島診療所設置及び管理条例の一部改正)

第9条 八幡浜市大島診療所設置及び管理条例（平成17年条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(位置) 第2条 診療所は、八幡浜市大島_____2番耕地101番地1に置く。	(位置) 第2条 診療所は、八幡浜市大島 <u>宇本ウラ</u> 2番耕地101番地1に置く。

(八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 八幡浜市地域交流拠点施設 位置 ア (略) イ 第4条第4号の施設 八幡浜市大島_____2番耕地117番地	(名称及び位置) 第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 八幡浜市地域交流拠点施設 位置 ア (略) イ 第4条第4号の施設 八幡浜市大島 <u>宇キシカウラ</u> 2番耕地117番地

1 及び117番地2

1、2

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により字の区域及び名称を新たに画し、並びに字の名称を廃止すること、並びに八幡浜市大島の国土調査事業の円滑な推進を図ることを目的として字の名称を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

